

明治初期生糸輸出における「外国送り荷」取引

井川克彦

1. はじめに

従来の研究において、明治前期の横浜開港場における輸出生糸の取引はふつう次のように行われたと理解されてきた。すなわち、横浜に出店する生糸売込商が産地荷主の生糸を預かり、これを居留外国商人（以下「外商」）に委託販売すると、詳しく言えば、開港当初、横浜商人（ないしその前身）は差額取得を狙って産地で生糸を買取り自己勘定で横浜の外商に売ったが、産地相場と横浜相場の格差は急速に縮小し、販売委託手数料（口銭）を受け取る委託取引をもっばら行うようになった。横浜の生糸取引を担った内商・外商について、現在利用し得る個別経営史料は少ないが、有力売込商であった吉村屋吉田幸兵衛などの研究がこのような通説を裏付けている¹⁾。また、販売先が漸次外商から日本人商社へ代わっていったものの、明治中期から昭和恐慌にかけて有力売込商による横浜での委託販売が生糸取引の通常形態であったことも事実である。とくに研究史にあつては、売込商批判を伴いながら展開する直輸出との対抗関係を明確にする意味において、横浜取引の形態を売込商による委託販売に措く類型化が大きな有効性をもっている²⁾。

しかしながら、明治初期の横浜貿易関係の史料には、横浜売込商や産地荷主が自己勘定で外商に輸出生糸の外国における販売を委託した事例が少なからず見出せる。このような取引を本稿では日本側史料の表現に倣って「外国送り荷」取引と呼ぶことにしよう。以下、この「外国送り荷」取引の実態を明るみに出し、その生糸貿易史における意義について簡単な検討を試みることにする。

2. 生糸商況と「外国送り荷」取引

1 1871年度系況と「外国送り荷」取引

横浜居留地発行の英字新聞ジャパン・メール *The Japan Weekly Mail*（以下JWM）や英国公使・領事による「コマーシャル・レポート」は前の1年間に関する生糸商況を累年記しているが、そのうち1871年度～1873年度に関する報告には「外国送り荷」取引のことが頻りに登場する。

既に別稿で指摘したが、全体を要約しつつ、「外国送り荷」取引を述べる原文を引用しよう。

まず、1871年度の推移は次のようであったという³⁾。

年度当初は繭豊作と予想され、新糸の提糸が過去5～6年間より25%安の(1箇=100斤当り)450～500ドルという相場で1871年度は始まったが、すぐに急騰し提糸中等medium 630～650ドル、前橋糸710～730ドルの相場が4～6週間続いた。9月に入ると需要がしぼんで市場は活気がなくなり、多量の荷が50～60ドル下げて売買されたが⁴⁾、下落が多くの人に行き渡った頃、反動が始まり、今までの損失をすべて取り戻して多少儲かるような相場となり、10月には前橋糸中等680～700ドルとなった。11月にも活況は続き、とくに奥州糸の需要が高く漸次高値で大量に売買されたが、提糸は次第に買い手がつかなくなった。

In December, the inquiry〔引合〕for Mybashi〔前橋〕and other hanks〔提糸〕remained weak, owing mostly to the inferiority of the parcels offered for sales. **Several of the native silk-men then made consignment on their own account, for which they generally received from the foreign merchants pretty heavy advances.** On the other hand the demand for Oshios〔奥州〕became more active still than in the preceding month, with a further advance in the prices of all descriptions〔銘柄〕。

(太字化および日本語補足は引用者による。以下同じ)

自己勘定で生糸の外国販売を外商に委託する内商があらわれ、彼らの多くは外商から手厚い前貸金を受け取った、というのである。

1872年1月には、提糸の相場はまだ維持されていたが、最上のものは入手難となり、次第にその傾向が顕著になった。奥州糸に対する需要はさらに大きくなり、その高値につられて偽装品を出す内商が顕れるほどになった。1月末には在荷の増加と日本の年始休日の接近のため取引は少なくなり、〔洋暦の〕2月半ばまで市場は閉鎖していた⁵⁾。

The market remained closed till the middle of February, when business was resumed with an increased firmness in prices, which, however, checked the demand on the part of the foreign buyers, and **the consignments for native account became once more the order of the day.**

March presented few features worthy of remark. Hank silk was becoming scarcer, the arrival from the country being on a restricted scale; prices continued to be very firm, and **occasional parcels were shipped on native account, as usual against heavy advance**〔手厚い前貸と引換えに〕。Oshios formed the bulk of the settlements, some large parcels of which were bought at a nominal reduction, which was, however, counterbalanced by the rise in exchange.

このように日本の年始明けの洋暦2月には外商が買い渋る中で「外国送り荷」が再び盛んになり、3月にも提糸品薄で売込取引が滞る一方で手厚い前貸を伴う「外国送り荷」が行われたという。5月になって欧州の生糸生産不調の報が入り、それによって市場の滞貨は一掃され、1871年度のビジネスは実質的な終わりを迎えた。

記事はこのように具体的に解説したあと、外商にとって喜ばない一年であり、日本の生産者は丁寧に生糸を挽いておらず、奥州糸を例外として、日本糸は売れ行き不振であったと総括した

6)

2 1872年度糸況と「外国送り荷」取引

続けて、1872年度生糸商況に関する記事をたどろう⁷⁾。

この年度は過去十年來で最も早い(洋歴)6月に新糸が出始め、その品質が近來になく良質で、また欧州不作の報もあって、8月まで横浜の生糸相場は上昇し続けた。しかし9月に入ると突然横浜に入荷する生糸の品質が悪化し、また欧州市場の不調も伝えられて、横浜の生糸市場は急速に沈滞した。外商は安値を要求したが、内商はほとんど譲歩しなかった。入荷生糸の質は悪化の一途をたどり、結局、前半季(1872年7～12月)の輸出量は前年前半季を900箇下回る結果となった。

1月、提糸を売り渋るいっぽうで内商はそれまで振り向かれなかった奥州糸や太糸の「外国送り荷」を持ちかけ、外商の手厚い前貸で応じられたが、多くの外国人たちは前貸金額が高すぎると考えたという。また若干の並・劣等提糸も同様に処分された。

After the Expiration of the New Year's holidays, business in January continued very dull. Hanks being still pretty firmly supposed by the holders, showed scarcely any variation in prices; but **Oshius**〔奥州〕**and other full-sized**〔太糸〕**silks, which had long been neglected, began to be pushed forward by native silkmen, and were offered in consignment against advances**〔前貸と引き換えにした委託〕**which, even at the time we speak of, were by many people considered too high in the face of the depressed state of the home markets.** Several parcels of middling〔並〕to inferior hanks were likewise disposed of in the same way.

2月後半、持ちこたえ切れなくなった内商が譲歩し始めたが、多くの生糸は再度「外国送り荷」の形態で取引され、輸出生糸の船積価格全額に相当する前貸がなされた。

February showed no improvement on the preceding month. During the first fortnight there was scarcely anything doing; in the following days, the natives being tired of holding on, and more desirous of making progress, considered to small concessions on a few lots, which they actually sold at a reduction of some 20 dollars to 30 dollars on the previous prices; **but the bulk of the business was again in the shape of consignments through foreign houses, under advances equal to the full market value of the shipments**〔船積〕. Some little was also done in barter.

3月初め欧州の暖冬の報に基づく投機的な買い動きが起ったが⁸⁾、全体としてはまだ渋く、10～20ドル高で、優等の提糸が760ドルで取引された。しかし、回復は続かず、とくに奥州糸は以前よりは穏やかな前貸額で再び「外国送り荷」された。

The rally回復**did not, however, last more than a few days, especially with regard to Oshiu silk, which the natives began again to press on foreign houses for consignment on their own account, contenting themselves with even more moderate advances than heretofore.**

4月、欧州市場各所で相場が下落して大損失である旨電報が入り、外商は安値を提示した。内

商は拒んでふたたび「外国送り荷」を選択したが、前貸金額は漸次下落し、とくに奥州系や旧式系は下落が顕著だった。提系の相場も20～30ドル下がったが、取引された生系の質は悪く、滞貨の多くは並・下等系と想像された。

The buyers, disheartened by these accounts, were making but low offers, which the dealers averse to accept, preferring to take the risk of the home〔欧州〕market. **Fully two-thirds of this month's shipments were on native account, the rate of advances slowly but steadily declining, especially for Oshius and Taysaam〔大蚕〕⁹⁾ sorts.**

5月初、相場は停滞し続けた。日本内地の繭の豊作を予想する報があり、内商はより安値を受け入れようとしたが、残っている滞貨の品質がさらに悪く誠意ある外商the *bona fide* buyers動かなかった。少量が売買されたが、取引の多くはまた「外国送り荷」された。

In the begging of May the market continued in a drooping condition; and if we except a small proportion actually sold, **the bulk of the settlements consisted again of native consignments.**

以下、記事は1873年5～6月の概して不調な市況について述べたあと、1872年度を総括する。すなわち、概してこの年度は外商に不幸な年度であった、欧州本国でも不況で生糸輸出は大きな損失をもたらした、唯一の例外は1873年の新年早々に内商が耐え切れずに譲歩しようとした時だったとして、次のように続ける。

But instead of waiting still longer, some of the foreign houses threw away the advantage of their position, and yielding to the desires of the dealers, did, as we have said above, **accept considerable quantities of silk for consignment in Europe on account of the latter, under what turns out now to have been unreasonable advances.** Having thus had their pressing wants relieved, the Japanese resume their firm attitude, and the opportunity of establishing a fall was irretrievably lost for all.

すなわち、内商自己勘定の「外国送り荷」が相当多く外商に引き受けられたが、その際に行われた前貸の金額は不合理に高い水準にあり、それが内商の困窮を救うことになったので、内商は売り崩れずに済み、相場下落の機会は失われた、という。

最後に、欧州の生糸生産が蚕病の打撃から回復し、東アジア産生糸の輸入も増加して欧州では生糸過剰になっているので、横浜の外商は以前のような心構えで生糸取引してはいけないと述べて、記事を結んでいる。

3 「外国送り荷」取引に対する外商の批判

以上、1871年度には12月から翌年3月にかけて、1872年度には1873年1月から5月にかけて、内商の委託consignによる生糸輸出取引が盛んに行われたことが外商側から記録されている。それは外商による前貸advanceを伴って行われたが、その融資も基本的に手厚いheavyなものであったことが強調されている。1874年度前半(7～12月)にも複数の有力な売込商が下落した売込相場を拒んで「外国送り荷」した事が判明するが¹⁰⁾、この取引の横行は1871・1872年度に盛んなものであったと考えてよさそうである。

実例については次節で見えていくが、この取引に対しては当時から外商の一部に強い批判があっ

た．その批判の表現もまた「外国送り荷」取引の実態を示す有力な手がかりになるので，煩をいとわず，原文を確認しておきたい¹¹⁾．

JWMは1873年5月10日に筆者不明の論文「日本のギルド」を掲載した¹²⁾．この論文は，それまで進展していた横浜有力売込商・政府政策担当者と一部外商の生糸改良を軸とした協力的行動に対し，その行き過ぎを批判し，「商会所」によって象徴される売込商らの組織的活動を「ギルド」的であると非難するものであった．この経緯については別稿で述べたので¹³⁾，ここでは，「外国送り荷」取引の実態に関わる部分を確認しておく．次に引用するのは，日本側の「ギルド」的行動を批判する際の具体的論点として提起された部分である．

In the first place we think **the foreign houses make a mistake in assisting the native merchants with loans advanced upon the deposit with them of silk or tea. Correctly speaking it is not the business of merchant to make such advances** it is almost exclusively the business of the banks to do so. We know that such advances produce a liberal rate of interest, that there is scarcely any risk for the lender who takes care to secure himself, and that not only are such transactions perfectly honest, fair, and legitimate, but that they even possess an appearance of benevolence (慈善) exercised towards the borrower.

We acknowledge all this, but contend that **such transactions are impolite unless undertaken by the banks.** The business of banks is to lend money, and it is invading their province to undertake operations which are legitimately theirs. The foreign banks Yokohama could, and it even seems to us, ought to insist upon such requests for advances being referred to them by their clients. They should undertake all business of this nature at a fair rate of interest, while the merchants would, on their side, be remunerated by warehouse, insurance, and a small commission for inspecting the goods. Thus each side would participate in the advantages, and the principle would be maintained.

What are, then, these advances made by the foreign to the native merchant? Simply a means of gaining time which enables the latter to wait for a rise in the market; and it is thus that the foreign merchant assist the Japanese to his own detriment (外商の損害で)．Is this wise? Is this logical? Does the present remuneration of interest sufficiently compensate the lenders for the loss which they are preparing eventually for themselves? We will not discuss this subject further but will leave it consideration to our readers accomplish by the preceding observations.

1873年5月という論文発表時期と前述の商況記事の内容でも推測できるが，ここで言われている外商から内商への前貸 advance が主としてさきに見た内商の自己勘定による委託，「外国送り荷」の際の前貸をさすことは，この文章のすぐ後の部分で確認できる．そして，外商らによるこの前貸が，銀行が行わないような投機的かつ低利の融資であり，その前貸が結局外商の損失に終わったことをこの論文は指摘している．

続く第二点として，論文は横浜為替会社発行の洋銀券を問題にし，外商の無知と無関心がこの紙幣を流通させ，横浜為替会社に不当な利益を与えていると批判したあと，「外国送り荷」取引の問題に直接言及する¹⁴⁾．

We now come to a branch of the question paramount to all others and which we do not approach without a certain natural hesitation. We refer to the advances which are made to the Japanese upon goods consigned to Europe on their own account.

続けて論文は、さきに見たような1873年度の系況を概観して、日本系輸出の利益を期待したが大きく裏切られ、秋にかけて大きな損失が生じて誠意ある外商 *bona fide* buyersは取引をやめたと述べ、次のように続ける。

The Japanese thus finding themselves encumbered with stocks for which there appeared to be no sort of demand neither here, nor in Europe commenced to offer their goods for consignment on their own account. Several houses in Yokohama acquiesced in their proposal, and advanced upon silk a sum almost equal to the full rates of the day. In this manner since the end of last January to the present day, the Japanese have got rid of 3,000 to 4,000 bales for which they could scarcely have found absolute buyers at any prices.

既に見たところだが、1873年1月～5月初の「外国送り荷」が3,000～4,000箇という大量であったことが確認できる。さらに続けよう。

The impolicy (マ) of accepting consignments in our present positions with regard to the Corporation must be obvious, and the more so if we reflect the anxiety with which holders (内商) learn the alarming intelligence which is daily flashed from Europe. **Had these consignments been declined the holders would have been compelled to place their goods on the market, and to accept the best possible prices,** and it may be that the fall which would have ensued might have been the beginning of a new and profitable era for all who are interested in this article. It is one of the misfortune attaching **to our isolated position** that the tendency is to be led by the individual, to the disregard of the general, interest.

この論文において“the Corporation”は横浜売込商たちによる「ギルド」を指している。要するに、外商による「外国送り荷」の受諾は「ギルド」に味方する行為である、前貸付きの「外国送り荷」を引き受けなければ全体的な外商の利益はより大きくなった、というのである。そして、こうなったのは外商が己の利害に走り団結しなかった結果だ、というのである。

「日本ギルド」に対する団結を呼びかけいちおう本文を終えながら、論文は追記の形でさらに注目すべき噂を伝える。すわなち、有力売込商が新しい取引慣行を外商に要求し、外商がこれを受け入れた、その慣行とは、売込商が自己の名義・責任で外商を通じて「外国送り荷」する際、売込商が外商に取引手数料を要求し、外商の清算勘定の際にこの手数料を計上しないようにするというものだ、と。

The latter (有力売込商), in their own names, and under their own responsibility consign it to Europe through the foreign houses. The large Japanese houses have now adopted a new custom; They demand a commission upon these consignments, requiring however that this shall not be mentioned on the account sales to be forwarded from Europe! And they have succeeded in finding European houses willing to acquiesce in the practice? Are we to believe this?

この話は、別稿で紹介したように風袋料改正問題に際して一部の外商が売込商側からの改正要求を支持したことを指すものであろう。「外国送り荷」取引を有力売込商による組織的活動と結びつけたいとする著者の意図が端的に現れている。そのような立論は、有力売込商を含む内商、および少なくない数の外商が「外国送り荷」取引に関与したことを前提にしているのである。

4 「外国送り荷」取引に対する日本人の批判

いっぽう日本側からも「外国送り荷」に批判的な意見が存在したことが確認できる。以下は、明治6年9月19日付けの『横浜毎日新聞』に掲載された投稿記事である。

.....去々午年享仏の交兵より随て生糸価低下なし、去末年春に至りて八洋人も買入を見合はせ休業同様の姿に及び、不得止在港の生糸八大抵之を送り荷物に作りし所、頓て享仏の戦争も平らき随て生糸も追々売り出せしと雖も、前年の如き高価に至らざるを以て、内国の各商疑念を生せし故なる欵、聊低下の機を見れ八則之を贈送し、程経て外国より売捌仕切到着の砌前時より余分の受取金あれ八之を悦び、又不足ある時八苦情を述る事、実に曖昧たる商法ならずや。就中去暮より当春に至ては案外相場下落に相成、是又不得止して諸商家競ふて送荷とせし処、漸く方今其相場売捌書到来するを聞くに、十に八九八前受取金高より不足し、甚しき八百斤の上に百五十ドルも不足あり。依て外国人八不足金受取の催促に及へるを一字苦情を述て言訳をなせとも、遂に不足分八取らるる也、或八洋人の仕切書を翻訳し一ポンド何々シルリング幾ヘンス或ハ一キロウ幾フラムクに売払、左迄不足の筈八なし等と洋人に談すれ共、送荷せし時の為替打を八忘れたる故、何分論の結局なく、因て洋人八之を裁判所に訴ふと云¹⁵⁾。(太字は引用者による)

これに続けて筆者は「外国送り荷」に際して(外商の委託取扱)手数料・運賃・保険などを正確に契約することを提案し、生糸改会社政策のなされる中における「不注意」「等閑」の「商法」を批判して文章を結んでいる。

1871(明治4末)年度・1872年度に、売込商が下落した相場で売込むのを嫌って、競って「外国送り荷」にしたこと、これに外商からの前貸が行われたこと、欧州販売の結果この前貸金額に対する損失が生じたことが改めて確認できる。さらに、この取引の実際の契約において、前貸金利子(「為替打」)や最終的には委託者=日本人荷主の負担になる諸経費の規定が「曖昧」なものであったこと、あるいは内商側がその点を正確に認識しないまま契約したこと、この取引による損失で破産した内商が少なくなかったこと¹⁶⁾、損失補償を求める外商側からの訴訟が少なからず提起されたこと、も確認できる。

さて節を新たにして、日本側資料に「外国送り荷」取引の実例を見ていこう。

3 .「外国送り荷取引」の実例

1 シュルツ・ライス商会と原清蔵・三沢忠兵衛の取引

この節でみていく「外国送り荷」取引関係の史料は、いずれも外商が内商に損害賠償を求めて起した訴訟に関わるものである。まず、最も詳細に事情が分かる事例を検討したい¹⁷⁾。

裁判の取調における日本側の申立によれば、シュルツ・ライス商会の提訴に先立つ経緯は次のようなものであった。

慶應4年7月1日、神奈川県多摩郡木曾村の大和屋三沢忠兵衛は、武州都築郡王禅寺村窪倉信太郎と契約を結び、彼を代理人にして仕入・売捌を委託した。その契約の書面は次のようなものであり、取引利益の三分の一が代理人の報酬とされた。

〔史料A〕

一札之事

一、此度我等生糸商売仕度処、宜敷代之人無之、差支候二付、今般貴殿相頼候処、御聞届被下忝存候。然ル上八仕入方并売方共一式相任せ可申候。尤仕入金之儀八何時成共無差支我等方ヨリ出金可申、右出金高へ相当之利足加へ可申定、且口銭之儀八其時二取調何程有之共ノ高之上、三ツ割一ツ分八貴殿方へ相渡、是ヲ給金二定メ、残二ツ分八我方へ請取可申約定、万一損金相立候トモ我方ニテ損毛貴殿へ少シモ御苦勞相掛申間鋪候。尤其砌り八無給二定メ、右約定取極メ候上八後日毛頭相違無御座候。依テ一札差出置候処如件

慶應四辰年七月十一日

武州多摩郡木曾村

三沢縫之助 印

王禅寺村

窪倉信太郎殿¹⁸⁾

これ以降、窪倉信太郎は何度が三沢忠兵衛の代理人として売込商原清蔵と乗合jointで生糸取引売買を行ったらしい。あらかじめ史料全体から判断して整理すると、訴訟の対象となった生糸取引は、明治4年12月と5年2月に横浜の生糸売込商三国屋原清蔵によってシュルツ・ライス商会に「外国送り荷」として委託したもので、具体的には、12月分が奥州針道生糸40俵¹⁹⁾ = 2,145斤余、2月分は奥州針道生糸17俵 = 913斤余で、乗合取引の忠兵衛・清蔵の持分は表1の通りである。

この生糸がどのように取引されたかについては、三沢忠兵衛、その代理人窪倉信太郎、売込商原清蔵の間で異なる主張がなされた。

三沢忠兵衛によれば、自分の生糸1,421斤余はその都度原清蔵によって売込がなされ、「代洋銀

表1 事例1の荷主別取引生糸量

年月	三沢忠兵衛分		原清蔵分		合計	
	俵	同斤数	俵	同斤数	俵	同斤数
4年12月	18.0	965.33	22.0	1,179.81	40.0	2,145.14
5年2月	8.5	456.66	8.5	456.66	17.0	913.32
合計	26.5	1,421.99	30.5	1,636.47	57.0	3,058.46

資料)『外務省記録』4-1-3-89。

并仕切書共代人信太郎より受取、最早勘定済候心得」でいて、シュルツ・ライス商会から「外国本仕切到着洋銀貳千九百拾四セント不足」を請求する提訴があるまでそう思っていたという。ちなみに『外務省記録』の簿冊にはこれに

該当する仕切書の写しはない。

いっぽう代理人窪倉信太郎によれば、「原清蔵八売込問屋之儀二付，同人ヲ相頼，スキユルツライス社中へ生糸都合千四百貳拾壹斤九分八厘，左之証書之通送荷いたし，此荒代洋銀壹万千三百拾五弗八十七セント前借仕候」と、12月・2月の2度，代理人として忠兵衛の荷をシュルツ・ライス商会への「外国送り荷」にしたという。

証拠として窪倉信太郎が提出した証書の写しのうち，4年12月18日のものは次の文面であった。

〔史料B〕

入置申一冊之事

一，奥州針道生糸十八箇

八百三十五枚替

此代洋七千八百九十枚八分八厘

右者，此度貴店相頼，右生糸二十四番へ送り荷いたし，右洋為荒代洋銀貳二請取申候処実正也。然上者，二十四番より異国積送り売捌之上，右受取洋ヨリ売出シ過上二相成候ハ、，残洋御渡し被下候，万一売捌不足相立貴店ヨリ同番へ弁金被成候節ハ，不足丈ケ貴殿へ無相違相渡可申候。為念入置申一札如件

明治四未年十二月十八日

武州木曾村

大和屋忠兵衛代

武州大々善寺村

大和屋信太郎

三国屋清蔵殿²⁰⁾

また5年2月10日付で彼が「大和屋忠兵衛代大和屋信太郎」名義で「三国屋清蔵」に当てた「入置申一冊之事」もほとんど同一の形式で，品物・金高部分は次のようになっている。

〔史料C〕

入置申一札之事

一，奥州針道生糸四百五十六斤六分六厘

但十七箇式ツ割我分

百斤二付洋七百五十枚替

洋三千四百廿四枚九分九厘

〔後略〕

次に，原清蔵代言人黒澤直太郎も，「三沢忠兵衛代人窪倉信太郎ヨリ生糸送荷いたし度段申聞候二付，私店荷物共ニスキユルツライス氏社中へ送荷」したといい，前のB・Cに対応する次のような証書の写しを提出した。いずれも原清蔵からシュルツ・ライス商会「ハエイト」宛で，史

料C'は5年2月10日付である。

〔史料B'〕

入置申証書之事

一、奥州針道生糸九百六十五斤三分二厘

百斤二付

八百三十五枚替

代洋七千八百九十枚八分八厘

乗合半高

大和屋忠兵衛分

一、同生糸千百七拾九斤八分一厘

同断

代洋壹万二十壹枚一分二厘

同

三国屋清蔵分

右八、大和屋忠兵衛代同信太郎乗合荷物、今般貴館へ送り荷物二相頼、仮直段ヲ以、前書之洋銀双方共正ニ受取申処実正也。然ル上八、追テ外国売上ケ仕切到着徳分有之候ハ、御渡被下候約定、若又下落不足金相立候ハ、兩人より出金可致候。依之右忠兵衛代信太郎より取置候証書相添差入置候間、万一出金不仕候ハ、右証書ヲ以、何様御取計被成候共其節違変申間敷候。為後日仍テ如件

明治四未年十二月十八日

三国屋清蔵

廿四番

ハエイト大人

〔史料C'〕

入置申証書之事

一、奥州針道生糸四百五拾六斤六分六厘

百斤二付

七百五十枚替

代洋三千四百廿四枚九分九厘

乗合半高

大和屋忠兵衛分

一、同生糸四百五十六斤六分六厘

右同断

右同断

同町

代洋銀三千四百廿四枚九分九厘

三国屋清蔵

〔後略〕

このB・B'・C・C'の4通については、裁判取調に際してシュルツ・ライス商会から提出された書類中にもほとんど同一の文面が存在する。後述するように、原清蔵と代理人信太郎は、清蔵

宛て忠兵衛差出しの証書の現物をシュルツ・ライス商会に一種の担保として実際に渡した。つまり、この4通の文面の信憑性は日独双方から裏付けられている。

ここで、この取引の基本的な形態を確認しておく。

横浜における通常の輸出生糸の取引では、売込商は荷主の委託を受けて外商に生糸を委託販売し、「売込」と呼ばれたこの業務の口銭（手数料）を荷主から徴収した。実際には、外商から受け取った生糸代価を荷主へ渡す際に、この売込口銭と売込に関わる諸経費を代価から差し引いて、「仕切」（精算）を行った。あらかじめ彼らが荷主に資金を融通している場合は、前貸金の元利分もこの控除分に加えて「仕切」がなされた。

ところが今見てきた取引は、基本的には日本人荷主の所有権を維持したまま、居留外商に欧州での販売を委託するものであり、最終的な生糸取引のリスクを日本人荷主が負うものである。この事例では外商に欧州での販売を委託する際に、将来の欧州における販売代価を前払いするというタテマエのもとに外商から日本人荷主へ前貸が行われている。史料では、この「外国送り荷」に伴う前貸を「仮直段」「荒代」「仮仕切」と呼び、欧州での実際の販売代価の精算を指す「本仕切」と区別して使っている。また、「本仕切」の販売代価と「仮仕切」の前貸金額との間に過不足が生じた場合には、この分は日本人荷主に帰属し、外商からの差額支払や、荷主からの差額返却を行う旨が証書で規定されている。つまり、相場変動に伴うリスクは委託者である日本人荷主が負うことになっている。しかし、「仮仕切」の際の前貸金の利子については、これらの証書には何ら規定がない。

さて事例に戻ろう。

三沢忠兵衛代理人窪倉信太郎と原清蔵代言人黒澤直太郎の申立によれば、4年12月には忠兵衛分965斤余、清蔵分1,179斤余を「外国送り荷」にし、それぞれ7,890ドル余、10,210ドル余をシュルツ・ライス商会から受け取り、また5年2月には忠兵衛分456斤余、清蔵分456斤余を「外国送り荷」にし、各3,424ドル余、計6,849ドルを受け取った。この2度の「外国送り荷」の契約は、基本的に原清蔵からシュルツ・ライス商会「ハエイト」宛ての証書B'、C'が基本であるが、窪倉と黒澤の申立によれば、両人はその際、荷主忠兵衛から原清蔵宛の証書であるB・Cを、B'・C'に添えてシュルツ・ライス商会に提出した²¹⁾。窪倉によれば、実際に前貸された洋銀の受取は「諸掛差引清蔵ヨリ」行なわれたという。また黒澤によれば、B'・C'の証書をシュルツ・ライス商会に渡して「前借」した「荒代」24,760ドル余のうち、忠兵衛分11,315ドル余から「諸費」を差し引いて、次の一札とともに忠兵衛代理人の窪倉信太郎に渡した。

〔史料D〕

一札之事

未十二月十八日廿四番送荷

一、奥州針道生糸四拾箇

此目方廿四番渡斤

式千百四十五斤一分六厘²²⁾

洋壹万七千九百十二枚

仮仕切受取分

但、内二十二箇

拙店翁²³⁾屋持分

内十八箇

貴店分

申十二月十日同断

一、同生糸拾七箇

但 半分割廿四番渡シ

此斤目九百十五㍷斤一分五㍷厘

洋六千八百六拾三枚七分

仮仕切受取分

外二

廿四番ヨリ別借用洋式百七拾四枚五分四厘

右之通り廿四番商会両度送荷いたし、書面之通り仮仕切洋受取置、凡八ヶ月過異国売上本仕切着之砌、過不足勘定売出シ有之候ハ、請取右甲割之通差引可仕、万々一不足相立候節八相互二前同断割合出金廿四番へ相渡可申約定、為念如件

明治五年二月十六日

三国屋清蔵 印

大和屋忠兵衛代

同信太郎殿

申立内容とこの文面によれば、シュルツ・ライス商会との「外国送り荷」は2度に分けて行われたが、原清蔵から忠兵衛分の前貸の受け渡しは2月に2回分まとめて行ったことになる。また、5年2月の際には、「外国送り荷」取引とは別に、洋銀274ドル余がシュルツ・ライス商会から貸与された。これについて窪倉信太郎は「送荷いたし候節、私方ヨリ右社中へ申込候相場ヲ以テ貸呉不申候ニ付、清蔵私方兩人ニテ申合、借請候儀ニテ、證書ニハ清蔵八証人ニ相立居候得共、右ハ半額ツ、相分チ借請候ニ相違無御座候間、返済之節ハ双方ヨリ出金可致筈ニ御座候」と申し立てて、その借用證書の写しを提出した。その内容は、洋銀274弗余、利子月1.5%、返済について「此度奥州針道生糸九百拾五斤壹分六厘贈㍷荷相頼候仕切着勘定之節」と規定し、「大和屋忠兵衛代信太郎 証人三国屋清蔵」からシュルツ・ライス商会の「ガツサン」に宛てた5年2月22日付である。原清蔵代理人黒澤直太郎も同じ趣旨の申立をし、後にシュルツ・ライス商会側がこの証書（おそらく現物）を提出している。

さて裁判の経過についてわかる所を要約しよう。

時期不明だが、シュルツ・ライス商会が前述の「外国送り荷」にした生糸を実際に欧州で売却したところその代価が仮仕切金を下回って損失が生じ、同商会は取引契約に従ってこの損失分を日本人荷主に請求しようとした。同商会の理解では、荷主は売込商原清蔵と大和屋忠兵衛の二者であったが、まず清蔵に対する訴訟が起され、ほかの日本人から提起された貸金訴訟もあり、神奈川裁判所は原清蔵を身代限に処する旨を6年12月22日付けで公告した。この当時原清蔵は既に破産状態にあったと見られる²²⁾。

6年11月7日、横浜のドイツ領事はシュルツ・ライス商会が損失分の支払いを求めて三沢忠兵衛を提訴する旨を同国領事館において神奈川裁判所長尾崎忠治に告げた。その際の主張は次のようなものであった。

……、大和屋忠兵衛者横浜弁天通り原清蔵之手を経て原告人え生糸相托し、前金請取欧羅巴え差送り申候。右生糸損毛と相成候ニ付、原告ニ於て右損毛原清蔵より償却受候積之处、原

清蔵より右払方出来不申、然ル内、同人商業相止申候。右生糸送り荷之儀者、原清蔵与大和屋忠兵衛に於て取組候定約二付、此道理ヲ以、**此約定書者原清蔵ニ於て引当として同社中え相渡申候二付**、只今大和屋より払日限迄之利足并不足金千五百卅弗四十セント及ヒ七百五十三弗廿八セント惣メ二千二百八十三弗六十八セントノ高相払候様、同社中相頼候、……²³⁾

そして、シュルツ・ライス商会からは前記のB・B'・C・C'・Dの証書が提出された。とくに重要なのは忠兵衛代理人窪倉信太郎から原清蔵あてに出されたB・Cで、「外国送り荷」の損失分を忠兵衛が支払う旨の文言のあるこの証書は、原清蔵から「引当」としてシュルツ・ライス商会に渡され、シュルツ・ライス商会はこれを証拠文書の一つとしたのであった。

7年5月13日、神奈川裁判所は証書B・Cの意味する所についての原告シュルツ・ライス商会の主張を全面的に認め、「外国送り荷」損失分2,009ドル余とそれに対する利子（6年11月から支払期日までの法定利息年6%）および借入金274ドル余の元金の支払いを忠兵衛に命じた²⁴⁾

5月25日、忠兵衛はこれを不服として東京裁判所へ上告した。ドイツ公使はこの上告の手続が外交協約に違反するとして外務省に抗議し、6月29日、外務省は神奈川裁判所にこの件に関する詳細を報告するように命じた²⁵⁾。控訴審を日本国内の上等裁判所では行い得ない、係争中は忠兵衛支払金を徴収した上で裁判所で預かるべきだ、と主張するドイツ側とこれに反論する日本側との交渉が7年6～9月に行われ、外交問題としての論点はそこにある。シュルツ・ライス商会と三沢忠兵衛との係争自体は、「忠兵衛ヨリ司法省裁判所え控告致シ候処採用不相成」、三沢忠兵衛が要求された金額を支払うことで終局した²⁶⁾。忠兵衛が支払ったので6年11月に提起した訴訟を取り下げる旨をシュルツ・ライス商会がドイツ領事館あてに報告した書簡は7年8月1日付となっている。

2 デヴィソン商会と原清蔵・三沢忠兵衛の取引

『外務省記録』には三沢忠兵衛と原清蔵が被告になった「外国送り荷」取引に関わる訴訟問題がもう一件含まれている。原告は横浜居留の英国商人デヴィソンで、訴訟の性格はさきの事例とよく似ている。前節同様、取引の様相、裁判・外交の経過の順に述べていく²⁷⁾。

原清蔵と三沢忠兵衛代理人窪倉信太郎は、忠兵衛と清蔵の「合併商法」として、明治5年10月に横浜で生糸類27俵を、11月に岩代国福島で生糸類34俵を買入れた²⁸⁾。合計61俵の代価は21,906両余であったが、福島で仕入れた生糸の代価支払いは荷物の横浜着後の約束であったらしい。福島から生糸が横浜に着いた際、忠兵衛は1,080両を清蔵側に渡し、さらに清蔵からの受取未済勘定5,000両²⁹⁾を加え、合計6,080両を支出したことにした。しかし、清蔵は仕入れた生糸代価の支払に差支え、「一事之融通ニ清蔵一己之取計ヲ以」、この生糸のうち16俵を担保として小野善三郎、中屋佐七らから3,400両を借り入れ、これを「荷主方」へ渡したが、のちに小野らへの返済期限が来た時、生糸の相場が下落していて借入金返済より担保生糸を渡す方が有利であったので「其低流質」にした。残る45俵の生糸について、清蔵は「外国送荷候へハ利益も可有之」と判断して、「英国商会ハタリ、同国タウソン等へ相頼ミ」、6年2月と5月の2度にわたり「外国送り荷」取引に処し、デヴィソンらから「積立内金」合計16,042「両」余を受け取ったが、すべて「自分之融通」のために使い、忠兵衛には全く知らせなかった。以上は清蔵の申立による

が、生糸仕入れまでの内容と、生糸横浜到着後に忠兵衛への連絡がなかった点については忠兵衛の申立からも確認できる。

連絡がなく、清算勘定も行われぬのに不審を持った忠兵衛は、6年6月に清蔵を相手取り提訴した。こうしてこの一件はまず内商間の訴訟となり、次いで外商デヴィソンからの訴訟が提起され、さらには日英間の外交問題となったのであるが、その経緯は後でまとめることとし、内外訴訟となった際のデヴィソンの申立も利用して、「外国送り荷」取引について判明する限り詳しく見ておきたい。

デヴィソン側の申立によれば、まず6年5月26日、原清蔵がデヴィソンの店に来て、「外国送り荷」契約が結ばれた。この時、清蔵からデヴィソンあての約定書が作成されたが、委託者＝約定者の一人である三沢忠兵衛については、忠兵衛が横浜に帰りしだい押印する旨の清蔵の言が容れられ、忠兵衛自身の印は押されなかった。約定書には、欧州売却の際に相場が下落していた場合、デヴィソンが荷主に相談の上売却する、損失分は荷主が追加支払いする、と規定されていた。デヴィソンは洋銀5,992ドルを清蔵に渡した。のち欧州売却を行った際、デヴィソンはその旨一応清蔵に相談したが、清蔵の返答がないので自分の判断で生糸を売却した。6カ月は待つて6年12月に売却したし、「外国送り荷」取引の際には荷主が「用意金」を外商に預けておくのが慣例なのに、それがなされなかったので自分の判断で生糸を売却した、というのがデヴィソンの主張であった。

デヴィソンから裁判所に証拠として提出されたと推測される約定書の文面は次の通りである。

〔史料E〕

證

- 一、奥州針道生糸五百三拾斤
内洋三千式百枚也
外二洋百九拾式枚也 右利足
- 一、同州同糸四百式拾四斤
内洋式千六百枚

右之通、此度送り荷相頼申候。荷物着徳金相成候八、早々御売払、徳金御渡シ可被下候。万一下落不足相立候節は御相談被下、当方承知之上御取計被下候約定、尤其上不足金二も相成候節は差出可申候。為念如件

明治六年酉第五月廿七日

大和屋忠兵衛
代 信太郎

三国屋清蔵 印

廿八番テヒシン大人

整理しておこう。この約定書の2口合計954斤 = 5,800ドルに「利足」192ドル（3,200ドルの6%）を加えて5,992ドルで、さきのデヴィソンの申立にある5,992ドルに一致する。利子192ド

ルを除く前貸金5,800ドルは100斤当り608ドルに当る。この他に横浜のシーベル・ブレンワルト商会の「ハタリ」(後述)らに托した「外国送り荷」分があるが、差し引き計算すると、それは1,476斤(=45俵×54斤-954斤)でこれに対する前貸が10,050ドル(=16,042両-5,992ドル)で100斤当り681ドル程度であろう。これに対し、小野善三郎らへの質入は、864斤(=16俵×54斤)に対し3,400両で、担保生糸100斤当り394両の相場であり、また仕入れ値は61俵=3,294斤(=61箇×54斤)に対し21,906両で、100斤当り665両の相場と推算できる³⁰⁾(後掲表3に整理)。

さて訴訟問題の経緯・顛末について簡単に述べておこう。

忠兵衛が清蔵を相手取って提起した訴訟については、すべての責任が清蔵にあり「外国輸送之分清算勘定相分り候トモ損益等都テ清蔵一己ニ可引受」とする判決が出された³¹⁾。その後、デヴィソンが三沢忠兵衛・窪倉信太郎・原清蔵を相手取って取引の損失分洋銀2,622ドル余を請求して提訴し³²⁾、当時者を一同に会した事情聴取を経て、神奈川裁判所による判決が7年6月17日に言い渡された。それは「デヴィソンとの「外国送り荷」取引は清蔵が勝手に行ったものであり、忠兵衛はこの取引を契約していない」という忠兵衛の主張を認め、損失分は身代限に処された原清蔵の財産売却代価から分割して弁済するとした³³⁾。清蔵に全責任があることは清蔵も取調中に認めており、さきに引用した約定書の写しにも忠兵衛が押印しなかったことが確認できる。清蔵が破産していたことを考えれば、デヴィソンの実質的敗訴と言える。

さらに控訴しようとするデヴィソンの意を受けて、7年10月23日、英国公使パークスは司法裁判所において控訴審を行うことを日本の外務省に要求した³⁴⁾。英国公使館と外務省、外務省と司法省の折衝を経て司法省裁判所による控訴審(原告デヴィソン・被告三沢忠兵衛)が設置され、翌8年3月19日に控訴審の判決が出された。この判決は、「外国送り荷」契約に忠兵衛は関与していないという従来の判決の論拠を認めながらも、6年11月に忠兵衛代理人信太郎がデヴィソン方を訪れて「送り荷損金不残勘弁致し呉候」様に頼んだことなどを論拠として、原告デヴィソンの請求額から清蔵弁済分を控除した額を忠兵衛が支払うべきであるとした。つまり、原告側の主張を認めて初審判決は全く覆り、デヴィソンの全面的勝訴となったのである³⁵⁾。忠兵衛は判決に不服で支払を履行しなかったが、英国側はパークスみずからが日本外務省に抗議し、8年5月5日に官員が出張し忠兵衛の「財産入札払」に着手することになった。しかし、5月15日、忠兵衛親類が弁償する旨申出て入札払は中止され、結局、彼らが支払の遅延した日数分の利子を付した上、6月10日までに分割払いしたようである³⁶⁾。

3 シュルツ・ライス商会と田中平八の取引

第三の事例は、第一の事例と同じシュルツ・ライス商会と、売込商田中平八の間で行われた取引で、やはり前者が「外国送り荷」取引の損失を請求する訴訟に関する資料から判明するものである。目下のところ関係資料は次に引用する短い一点のみであるが、この史料が群馬県大間々の高草木家に残されているので、本来同家が荷主として横浜に出荷した生糸の可能性が高い。

〔史料F〕

神奈川県

第壹大区一小区
横浜弁天通式丁目
田中平八

其方儀、独逸国商人スキマコルツライスヨリ係ル送荷損金請求之訴訟及判決所、左之通。
去ル明治五年七月、被告人田中平八ヨリ上州産生糸千四百六拾斤五分三厘売捌方頼ミ請ケ、
尤、損益共跡勘定之条約ヲ立、前金九千六百八拾九弗平八え相渡、追テ右糸売払所、金四千
七百弗六拾三セント損分相成ニ付、此高受取度旨、訴出ルト雖モ審料スルニ、右生糸売捌之
儀ニ付テハ明治六年二月廿二日付ヲ以テ更ニ被告人ヨリ原告人ヘ書面ヲ以テ拾五弗迄ニ損分
八見切売払、格外之損分相立候節ハ伝信機便リヲ以テ平八ヘ問合之上可売払筈、再約之書面原
告ニ於テ承諾シタル証拠顯然タリ ……³⁷⁾

これは、明治5年7月に田中平八が生糸1,460斤余をシュルツ・ライス商会に委託して「外国送り荷」にし、その際、9,689ドルの前貸を受けたが、外国における売却の後の精算で4,700ドル余の損失が生じ、その金額を請求すべく同商会が提起した訴訟の判決である。同商会に告げる判決文をさらに被告人田中平八に言い渡す形式になっている。「拾五弗迄ニ損分八見切売払」以下の表現は、生糸100斤当り25ドルまでの損金なら同商会の判断で売り、それ以上の損失が生ずるような価格での売却ならば、委託者の田中平八に電信を用いて知らせて判断を仰がなくてはならない、という意味であろう。詳細は省くが、100斤当り損金25ドルのみを支払うべきとするこの判決は田中平八に有利な内容であった。

4 関係外商と三国屋原清蔵

以上の史料に登場した内商・外商はどのような商人であったかについて触れておこう。

第一と第三の事例に登場したシュルツ・ライス商会 Shultze, Reis & Co. は、ドイツ人 Adolph Schultze と Adolph Reis の共同経営のようで1861年にオランダで設立されたという。1870年に横浜居留地のガス管敷設権をめぐる高島嘉右衛門らの日本社中と争い破れ、この社名で確認できるのは1874年まで、その後はシュルツ個人が引き継いだらしく、シュルツは1904年までは日本滞在が確認できるが、業務はしたいに縮小したという³⁸⁾。1872年版ディレクトリー（ジャパン・ガゼット社）によれば、当時横浜居留地24番にあり、経営者にシュルツ、ライス両名が不在として書かれているほかイギリス人の Von Der Heyde がいて、このほか店員は Garcin, A など4名（欧米人）である。さらに史料に出てきた「ハイト大人」はこの Heyde を指し、彼が横浜店をまかされていたと思われ、また同じく史料に出てきた「ガツサン」は Garcin, A であろう。ディレクトリーの記載によれば、同商会は、ハンブルグ・ブレーメン火災保険、リバプール王立保険、コロナル海上火災（パタヴィア）、ドレスデン海上保険、ドイツ・ロイドなどの会社（商会）の代理店を行っている³⁹⁾。

第二の事例で「タウソン」「テヒシン」などの名で登場する外商は、横浜28番甲（28A）にあったデヴィソン商会 Davison & Co. である。1872年版ディレクトリーの記載は、経営者 Davison, James のほか店員1名のみで、詳細はほとんど知られていない。短期の滞在に止まったようである⁴⁰⁾

表2 関係外商生糸輸出量（1868,1873,1877年度）
単位：Bale, %

外商名	輸出高	割合	順位
〔1868年度〕			
Gilman & Co.	1,314	8.7	1
Aspinall, Cornes & Co.	1,123	7.4	2
Texter & Co.	1,110	7.4	3
Siber & Brennwald	319	2.1	16
Davison, Davies & Co.	92	0.6	38
その他とも合計	14,984	100.0	
〔1873年度〕			
Bavier & Co.	1,130	7.7	1
Hecht, Lilienthal & Co.	1,068	7.3	2
Siber & Brennwald	997	6.8	3
Reis, Von der Hyde & Co.	253	1.7	19
Davison & Co.	38	0.2	30
その他とも合計	14,545	100.0	
〔1877年度〕			
Siber & Brennwald	,916	13.1	1
Jardine & Matheson & Co.	2,149	9.7	2
E. Bavier & Co.	1,666	7.5	3
その他とも合計	22,128	100.0	

資料) 斎藤多喜夫 [1988].

もにその生糸輸出量の外商全体に占める割合は小さい。ウォルターの属するシーベル・ブレンワルトは1873年度には上位3名にはいるが、上位3名の割合も小さかった。

内商側について、述べるべき新たな知見はない。「天下の糸平」で知られる田中平八について説明の要はないであろう。売込商三国屋原清蔵については従来焦点が当てられたことがなく、詳細不明である。さきに見た史料の記載から、破産して明治6年末頃に身代限となったことは確かである。田中平八の6年5月～7年5月の生糸売込量は658俵で売込量全体15,900俵の4.1%（第7位）であった。原清蔵の生糸売込量については、2年7～8月に各商別売込リストに計上されておらず、6年5月～7年5月の集計にも全く登場しない⁴²⁾。また明治4年の蚕種入荷量（横浜）では、原清蔵は全体の1.9%（第18位）、田中平八は1.1%（第24位）であった⁴³⁾。

4. おわりに

以上、「外国送り荷」取引の実態をみてきたが、重要でありながら不明な点が数多く残っている。すなわち、「外国送り荷」が契約されて外商から前貸がなされる際、その利子はどのように設定されたのか。前述の史料にはこの利子の規定が多くの場合登場しない。また、外商によって委託荷が欧州で販売された後の精算はどのようなものであったか、前貸金利子・諸経費控除後の損失はどの程度のものであったか、などについても不詳である。売込商体制の成立という論点に直接かかわるものとして、どのような内商・外商が行ったかについての情報も不足している。し

第二の事例の史料において、原清蔵らがデヴィソン商会のほかに「英国商会ハタリ」に「外国送り荷」を依頼したとあったが、このハタリとは「ワタリさん」と呼ばれて横浜の日本人に親しまれたイギリス人ウォルター James, Walter であろう。当時彼はスイス系貿易商会シーベル・ブレンワルト Siber & Brennwald の社員として生糸業務を主宰していたから、この「英国商会」とは同社のことであろう。斎藤多喜夫によれば、経営者の国籍と商社の国籍は必ずしも一致しないが、シーベル・ブレンワルトはスイス国籍であったという。とすれば、「英国商社」ではないが、ウォルターの国籍ゆえの齟齬と考えられる⁴¹⁾。

これら外商の経営規模を知る目安として、関係する外商と輸出量第1～3位の外商を表2に記した。1873年度の Reis, Von der Heyde & Co. は Schultze & Reis を引き次いだ過渡的経営体のものであるが、デヴィソン商会と

表3 「外国送り荷」生糸の前貸金相場

単価；生糸100斤当りドル

年月	名義	単価	計算方法など	備考
〔事例1〕				
4年12月	前貸（シュルツ・ライス 忠兵衛・清蔵）	835	奥州針道糸2,145斤（40俵）で17,912ドル，835枚替	史料B'
5年2月	前貸（シュルツ・ライス 忠兵衛・清蔵）	750	奥州針道糸913斤（17俵）で6,850ドル，750枚替，ほか別借用274ドル	史料C'
?	外国売却仕切（シュルツ・ライス 忠兵衛）	689	損失1,530ドル弁償要求．忠兵衛分（7,890 + 3,424 - 1,530）÷ 1,421 × 100．	注24参照
〔事例3〕				
5年7月	前貸（シュルツ・ライス 田中平八）	664	上州産生糸1,460斤で9,689ドル	史料F
?	外国売却仕切（シュルツ・ライス 田中平八）	342	損失4,700ドル弁償要求．（9,689 - 4,700）÷ 1,460 × 100．	
〔事例2〕				
5年10・11月	横浜・福島生糸仕入（忠兵衛・清蔵）	665	奥州針道糸61俵（推計3,294斤）で21,906両	
?	質入（小野善三郎ほか清蔵・忠兵衛）	394	生糸16俵（推計864斤）担保で3,400両借入	
6年5月	前貸（デビソン 忠兵衛・清蔵）	608	生糸954斤（推計17.7俵）で5,800ドル，外に利息192ドル	史料E
6年5月	前貸（ウォルターほか忠兵衛・清蔵）	681	生糸1,476斤（推計3,294 - 864 - 954斤 = 27.3俵）で10,050ドル（推計16,042 - 5,992）	
?	外国売却仕切（デヴィソン 忠兵衛・清蔵）	503	損失2,622ドル弁償要求．（10,050 - 2,622）÷ 1,476 × 100．	

注）数値出所については本文参照．推計に際し1和俵=54斤で計算．

「外国売却仕切」の損失請求額については諸経費・前貸金利子などを含むか否かなど全く不明．

かし、1871～1872年度にこのような取引が決して例外的なものではなかったことは明らかである．この取引を当時の横浜生糸市場の本質を語る現象であると積極的に位置付けるべきであると思われる．

第一に、外商にとって「外国送り荷」とは何であったのか．明らかなのは、彼らがかかなり高い前貸金を供与したことである．その額は、横浜の外国銀行や横浜の内商「小野善三郎」（小野組）らに生糸を質入して得られるものよりかなり大きかった．

第三節でみた三つの事例について、史料に見られる生糸100斤（洋1箇）当りの金額を表3にまとめた．比較すべき横浜売込市場の生糸相場について、最上等糸についての表4がある．表中のn.a.とした月は原資料において糸価の記載がなく、実際に売込取引がほとんどなかった月と推測できる⁴⁴⁾．奥州最上等糸の横浜売込市場の相場は、第一の事例の4年12月（1872年1月）は740～850ドル，5年2月（1872年3月）は755～805ドル，第二の事例の6年5月（1873年5

表4 横浜生糸相場(1871 - 1873年度)

年月	前橋最上等	奥州最上等
1870. 7	800 - 865	n.a.
. 8	800 - 865	n.a.
. 9	750 - 865	n.a.
.10	700 - 770	n.a.
.11	700 - 770	775 - 840
.12	700 - 770	n.a.
1871. 1	715 - 795	775 - 845
. 2	675 - 740	775 - 855
. 3	675 - 740	n.a.
. 4	665 - 720	65 - 830
. 5	655 - 720	n.a.
. 6	n.a.	730 - 795
1871. 7	n.a.	n.a.
. 8	665 - 720	720 - 780
. 9	670 - 730	740 - 805
.10	670 - 730	n.a.
.11	665 - 730	n.a.
.12	670 - 745	740 - 805
1872. 1	700 - 765	740 - 850
. 2	700 - 765	795 - 850
. 3	700 - 750	755 - 805
. 4	700 - 750	755 - 805
. 5	700 - 750	750 - 805
. 6	700 - 755	750 - 805
1872. 7	725 - 780	n.a.
. 8	725 - 790	700 - 765
. 9	715 - 745	730 - 790
.10	725 - 780	730 - 790
.11	725 - 780	730 - 790
.12	725 - 780	730 - 790
1873. 1	720 - 780	720 - 775
. 2	700 - 755	720 - 775
. 3	700 - 745	690 - 745
. 4	700 - 745	675 - 730
. 5	670 - 720	655 - 715
. 6	n.a.	n.a.

資料) Ernst Bavier, *Japans' Seidenzucht, Seidenhandel und Seide-Industrie*, Zurich, 1874.

注) 原資料の棒グラフを5ドル単位で読み取った数値である。銘柄はBest Mybash, Best Oshiu. n.a.は原資料に不記載のもの。

月)は655～715ドル。また前橋糸は前述の商況記事によれば、第三の事例の5年7月(1872年8月)頃に提糸並 middling で700～730ドル、同中上等 fair to good mediums で740～760ドルと十年來の良糸で高騰していた。三つの事例の生糸の品質にもよるが、一般的に売込市場相場の全額に及ぶような高い水準の前貸が行われたという第一節でみた記述は事実のようである。上州糸の第三の事例でも、この生糸の品質が並の場合、91～95%に当たる前貸が出されたことになる。

このような多額の前貸は欧州で実現した代価より大幅に低く、多額の損失を生じた。内商の自己勘定であり、損失は内商が負うべきものとする契約ではあったが、外商の取引としてもリスクの大きい投機的な取引であったと言えるだろう。小規模売込商で信用の薄かったであろう原清蔵とこの契約を結んだこと自体リスクの大きなものであった筈である⁴⁵⁾。そして外商の上位に属するシ・ベル・プレンワルトもそのような取引を行った。売込商が売り渋りする中で、このような「外国送り荷」取引に応じたことは、当時の外商の差し迫った事情を、総じて外商の力の小ささを象徴しているように思われる。

第二に、生糸売込商にとって「外国送り荷」取引とは何であったのか。当時において彼らは外商からの前貸金に匹敵する金額を通常の売込市場での売却によって入手することができなかった。原清蔵の場合は経営が窮迫する中で「外国送り荷」取引による投機的利益による一発勝負を狙ったものであったと思われるが、「コマール・レポート」などによれば有力売込商

も「外国送り荷」を行ったようである。性急な結論は差し控えるべきであろうが、売込商全体の投機的志向と、輸出のリスクを引き受けようとする積極性・能動性は否定しがたい。

第三に、総じて、生糸品質悪化による日本生糸の価格下落が問題化する中で、横浜の生糸市場はこの「外国送り荷」取引が象徴するような問題性を抱えていたと見られる。このような内外商の投機性は、売買価格や資金貸借についての価格システムが十分に機能していなかったことを象徴する。しかも、このような投機性は産地荷主を介して生産構造に結びついており、横浜市場の

投機性が生糸品質悪化を再生産するような矛盾を有していた。さらに言えば、そのような矛盾は外商側のカオス的な状態、具体的には中小経営しか存在せず、それらが制度化された行動を取り得ないといった状態に負う所も小さくなかったであろう⁴⁶⁾。

1873年に実施された生糸改会社を軸とする政策は、このような横浜市場の止揚を課題とせざるを得なかったのではないかと思われるが、別の機会に論じたい。

文献略称一覧

井川克彦 [1986] ; 「蚕種三分一削減事件について」(『横浜開港資料館紀要』第4号)。

井川克彦 [2004 (2)] ; 「初期生糸改良と居留外国商人」(高村直助編『明治前期の日本経済』日本経済評論社)

石井寛治 [1972] ; 『日本蚕糸業史分析』(東京大学出版会)。

石井寛治 [1984] ; 『近代日本とイギリス資本』(東京大学出版会)。

石井孝 [1961] ; 「明治政府の蚕糸貿易規制」(『横浜市史』第3巻上)。

石井孝 [1984] ; 石井孝編『甲州屋文書』(有隣堂)。

海野福寿 [1961] ; 「横浜貿易市場の機構」(『横浜市史』第3巻上)。

岡崎哲二 [1999] ; 『江戸の市場経済 歴史制度分析からみた株仲間』(講談社)。

『外務省記録』4-1-3-85 ; 「横浜居留英吉利国人「デベリン」ヨリ神奈川県農三沢忠兵衛外一名へ係ル生糸売払差銀請求一件」

『外務省記録』4-1-3-89 ; 「在横浜独逸国「シキュルッセ、ライス」商社ヨリ神奈川県農三沢忠兵衛外一名へ係ル生糸売払差銀請求一件」

斎藤多喜夫 [1988] ; 「外商側からみた明治前期の横浜生糸貿易」(『横浜開港資料館紀要』第6号)

高木草太郎文書；群馬県立文書館蔵「群馬県史収集複製資料」(大間々町)。

中林真幸 [2003] ; 『近代資本主義の組織 製糸業の発展における取引の統治と生産の構造』(東京大学出版会)。

西川武臣 [1997] ; 『幕末明治の国際市場と日本』(雄山閣)。

横浜開港資料館 [1998] ; 横浜開港資料館編『図説 横浜外国人居留地』(有隣堂)。

ディレクトリー [1996] ; 立脇和夫監修『ジャパン・ディレクトリー』第1巻(ゆまに書房, 1996)。

藤本実也 [1939] ; 『開港と生糸貿易』(刀江書房, 復刻版, 名著出版, 1987)。

JWM ; *The Japan Weekly Mail* (横浜開港資料館蔵複製本)。

CR ; *Area Studies*, Vol3-5, IrishUniversity Press, 1971 .

1) 西川武臣 [1997], 石井孝 [1984] .

2) 石井寛治 [1972][1984] .

3) *JWM*. 1872.6.13, "The Silk Season 1871 1872" . なお「年度」はその年7月から翌年6月である .

4) "..... large parcels were settled at a reduction of \$50 to \$60 and in some instances \$100 per picul."

5) 旧暦明治5年12月3日が新暦6年1月1日 = 1873年1月1日と改められた。「年末年始」は旧暦におけるものであろう .

6) 1870年度8,467 bales, 1871年度14,635 balesという生糸輸出量をあげ、1870年度産の多くが横浜に出荷されなかった、一部は1871年度に出荷され1871年度輸出量に含まれる、1870年度産の繭を原料に1871年度に挽いた生糸もあると指摘し、生糸改良の視点に立ちつつ中国系との対抗についても指摘している .

7) *JWM*. 1873.6.28, "Review of The Silk Season 1872 1873" . なおこの記事は1872年度に関する英国Kanagawa領事報告にInclosureとして引用されている .

- 8) 記事によれば、暖冬の次に寒春となり繭が不作になると予想されたという。
- 9) 大蚕糸は七里（輯里）糸と並ぶ中国在来糸の包括的名称。ここでは旧式装束糸の意か。
- 10) *CR*, Kanagawa, Mr. Robertson to Sir H. Parkes, 1875.5.10. "Several large holders refused to meet the decline mentioned above, and have deposited their silk with foreigners under advances."
- 11) これより早く「外国送り荷」に批判的に言及した文章として、1872年に関する英国のコマーシャル・レポートの一節があるが、井川 [2004 (2)] を参照されたい。
- 12) *JWM*, 1873.5.10, 304p. "The Japanese Guild" (筆者名不記)。
- 13) 井川克彦 [2004 (2)]
- 14) 論文は、その流通が短期であるとして、もっぱら輸入品取引に関わる側面のみを指摘しているが、論理的には第一点の外商前貸にも関連し得る。
- 15) 文章末尾に筆者名として「横浜本町六丁目 木村幸助」があるが日付はない。
- 16) 「之を至当に行八んに八、其始荷物を預け前金受取りし時に雑費若干といふ対談なけれ八、是非共洋人の仕切通り渡さね八ならぬ趣向なる故、無余儀之を払ひ雑費の多寡を糾問する少なしと聞。実に当時の形勢にて八往々産を破り業を廃する者多からん」。
- 17) 以下本節1の資料はすべて『外務省記録』4 1 3 89に所収されている。
- 18) 「口書写」. 調印者が「三沢縫之助」となっているが、信太郎は「私儀同州多摩郡三沢忠兵衛ヨリ生糸取扱之儀被頼候二付、右之通り約定いたし候」として、この書面を提出した。
- 19) 当時、54斤前後の産地から横浜への俵装（和俵）と、100斤の輸出用俵装（洋俵）があったが、紛らわしいので以下本文では、前者を「俵」と、後者を「箇」と表現する（引用文はそのまま）。
- 20) 「口書写」。
- 21) 窪倉の申立では「右〔B, C〕之通り原清蔵方へ証書差入、又清蔵於テモ同人之荷物一同右社中へ送荷致二付、私方ヨリ差入候證書へ尚相添、同社中へ相渡シ候儀二御座候。忠兵衛へ相渡申候」（「口書写」）。
- 22) 同裁判所は「原告独逸国人スキュルツライス社中より相掛る生糸代前金受取過償却方淹滞の訴訟儀吟味の上身代限り申付るに付若原清蔵へ掛り同様の願有之者八当二十二日より来る明治七年二月十九日迄日数六十日の内に可申出…」との公告と同時に清蔵を被告とする別件、「…越前国今立郡栗田部村坪田孫助より相掛る貸金催促の訴訟吟味の上引当の地所并建物左の通来る廿六日入札払為致候條…」を公告した（『横浜毎日新聞』明治6年12月23日付け）。
- 23) 「横浜独逸領事館二於て 千八百七十三年十一月七日」(写, 「神奈川裁判所箋」)。
- 24) 「裁判書写」. 忠兵衛の荷に関わる「外国送り荷」損失分と、清蔵と2人名義で借りた借入金の全額。後者の半額を清蔵の身代限り売払い代から徴収せよとの判決であった。忠兵衛は、「外国送り荷」損失金を清蔵へ渡す旨の証書を清蔵に渡したが、シュルツ・ライス商会には渡していないと主張。判決は「右生糸代償之儀二付信太郎ヨリ清蔵方へ差入タル証書八、清蔵ヨリ証書相添同社中へ差入ル節、信太郎承諾致シ、既二信太郎儀清蔵ヨリ取置ク約定書中二万一不足相立節八相互二出金同社中へ可相渡トノ明文記載有之、旁清蔵ト差引勘定相立同社中へ直二消却難致トノ申分八難相立」とした。なお「外国送り荷」の損失額について、6年11月7日にドイツ領事が提訴の旨を神奈川裁判所に告げた際の請求額は前の引用の通り総計2,283ドル余だが、「口書写」で忠兵衛申立の中に出てくる請求額は2,009ドル余。その差274ドルは「外国送り荷」とは別の借入金分であり、753ドルがこの借入金の元利、1,530ドルが「外国送り荷」損失金にほぼ妥当すると思われる。もっとも後者の利子など、依然不明である。
- 25) これまで見てきた関係者の供述や証書類は、この指令に応じて神奈川裁判所が外務省に提出した書類に含まれていたものである。
- 26) 7年8月8日、三沢忠兵衛代理横浜駒形町鈴村要造方止宿東京府士族田中秀平・右同断山田正巳から神奈川裁判所長尾崎忠治あてに、「三沢忠兵衛払生糸代償償却之儀洋銀貳千八拾枚余外二借入金并

利足共右ライス方え償却相済申候」という届けが出された。判決の金額と若干の差異があるが詳細不明である。

- 27) 本節2の資料は『外務省記録』4 1 3 85に所収されている。
- 28) 信太郎の申立によれば、仕入のため清蔵手代と信太郎が奥州へ出張した。
- 29) 清蔵の申立によればこの5,000両は「乗合之方え操廻シ生糸類買入候約束」であった。
- 30) 以上、主としてデビソンから提訴された訴訟に関わる記録と推測される「原告被告付合せ之節タウン氏申立之廉書」(写)による。
- 31) 明治7年4月1日付け英国領事ロッセル・ロベルトソン宛神奈川裁判所長尾崎忠治書簡(写)。
- 32) 清蔵にのみ支払いを命ずる判決に対して不服を唱える「デビソン社中」の意を受けて、7年3月23日、横浜領事ロバートソンは当事者を一同に会した事情聴取を神奈川裁判所に要求する書簡を送り、同裁判所はいったんは「この件は審議済みでデビソンへ説諭されたい」と答えた(4月1日付け返簡)ものの、結局、控訴審が開かれ、当事者が一同に会しての事情聴取も行われなかったらしい。
- 33) 原告デヴィソンあての判決文(写、無題)による。
- 34) 1874年10月23日付け外務卿寺島宛英国公使パークス書簡(写)。
- 35) 忠兵衛申立によれば、このデヴィソン方への訪問は裁判(原告デヴィソン)に際しての役人の指令に従ったものであり、訪問の際約定書は見せてもらえず、また、今日は判を押しにきたのではなく持参していないと言って押印の要請も断った、という。いっぽう原告デヴィソンは「約定書ヲ為見候所読終り其節印形可致旨申聞候所印形失念二付此次二押印可致ト忠兵衛申候」と申立てた。
- 36) 簿冊は、この旨を伝える公使パークス宛寺島外務卿書簡(写)で終わっている。
- 37) 以下次のように続く。「爾後三月廿一日附ヲ以、原告商会ヨリ平八へ送致セント申立ル所之損金千五百弗、今日之十壱時迄二差入難致者売捌キ方可見合、若右持参無之時者昨今之成行相庭ニテ売捌ク可ク云々記載セシ書状ハ、被告人於テ請取候事無之、此断リ状持セ遣セシ原告申立ル小林佐平儀者、書状使致セシ日八何日ノ事ナリシヤ、亦渡シタル人八何人タリシヤ不覚ハ勿論、封書使之事ナレハ其事柄ノ何タルヲ弁知セスト申立ル上八、此訴ノ肝要ナル書状之成行已ニ如此曖昧ニシテ証拠トシ可キモノ無之上八、結局二月廿二日附ノ約束ヲ尽クサツシテ会社専断ヲ以テ売払タルモノトス。故ニ損金四千七百弗余請求之訴ハ難採用、蓋シ百斤二付式拾五弗之損金者被告人承諾之儀ニ付、右高生糸斤数二応シ済方可旨、田中平八へ申渡ス。其旨存ス可シ。[改行]右之通原告人スキユルツライス社中へ申渡ス間、得其意、右損金八生糸百斤二付式拾五弗之割ヲ以、荷高二応シ可払入事。[改行]明治八年七月一日 神奈川裁判所 御印」[「上州産生糸送り荷の損金請求訴訟の判決」](写) (「高木草太郎文書」(大間々町)所収、「カネ吉糸店」箋)。
- 38) 以上、横浜開港資料館[1998]。
- 39) ディレクトリー[1996]。藤本実也[1939]には、改組後のアドルフ・シュルツ商会 Adolph Schultze. についての簡単な言及があるのみ。
- 40) Davisonの名は藤本[1939]、『横浜市史 索引』に見出せない。
- 41) 「領事裁判制度のもとではそれぞれの国の商法が適用されるので、すべての商社はいずれかの領事館に登録される必要があった。これが商社の国籍である。」(斎藤多喜夫[1988])。
- 42) 石井孝[1961]、海野福寿[1961]。
- 43) 井川克彦[1986]。
- 44) 通常の売込商から外商への売却(売込取引)の場合、少なくとも仮契約(「手合」)の単価が公開されていた。
- 45) 前述のように、三沢忠兵衛の証書を原清蔵から取ったことは、内商ほどではないにしろ、シュルツ・ライス商会が原清蔵の返済能力を疑っていた証左であろう。
- 46) 「制度」につき、岡崎哲二[2001]、中林真幸[2003]。